

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年6月18日

静岡県知事 鈴木 康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本計画策定業務委託

(2) 事業目的と概要

東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、国による第三期スポーツ基本計画や障がい者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書（高橋プラン）がまとめられ、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現性が再認識された。

静岡県においても「静岡県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを通じた共生社会の実現のため障害者スポーツの普及促進に向けた取組を行っており、障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境を創るために、令和4年度には「静岡県障害者スポーツ推進協議会」において取組の報告書がまとめられ、さらに令和5年度には「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループ」において、障がい者スポーツの活動拠点の在り方について検討を進めた。そして、本県の特長やパラスポーツの現状及び課題、障害者スポーツセンター整備の在り方の検証を踏まえた「静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本構想」を策定した。

令和6年度はこうした背景や関連する計画・構想を踏まえつつ、障害者スポーツセンター（以下、「センター」という。）の整備パターンを検証や候補施設の選定、整備内容や運営方針等の検証を示した基本計画を策定する必要があることから、本業務を実施することができる民間事業者から広く企画提案を募集する。

(3) 履行期限

令和7年2月14日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、8,382,000円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都特別区の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予の特例を受けている場合を除く。
- (3) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開

- 始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 適切な情報セキュリティポリシーの策定及び情報管理体制が整備されていること。
- (8) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(6)の全ての条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
- ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間
令和6年6月18日（火）から令和6年7月2日（火）の午後5時まで
- (2) 配布場所及び配布方法
静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課ホームページ
<<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/sports/sportsshinkou/index.html>>
に掲載する。

本案件に参加を希望するものは、以下の場所又はメールにて参考資料を配布する。希望者は事前に下記連絡先に連絡すること。

令和6年6月18日（火）から令和6年7月2日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時15分までの間とする。

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

TEL：054-221-3284 E-mail：sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

※参考資料の受領後、プロポーザルへの参加の取りやめる場合は、速やかに、その旨を電子メールにより静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課に連絡し、資料を返却すること。

※参考資料は本プロポーザルへの参加申込の検討以外の目的で使用しないこと。

4 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年6月18日(火)から令和6年7月2日(火)(土曜日及び日曜日を除く)の午前9時から午後5時15分までの間

(2) 提出先

〒420-8601

静岡県葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

TEL：054-221-3284 FAX：054-221-2980

E-mail：sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで提出(郵送又は持参)すること。郵送の場合には、その旨を静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課まで電話にて連絡すること。また、令和6年7月2日(火)午後5時15分までに必着のこと。

5 審査

(1) 実施日時

令和6年7月5日(金)

(2) 実施場所

静岡県庁内会議室

(静岡県静岡市葵区追手町9-6)

(3) 実施方法等

ア 実施内容

提出書類をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明(プレゼンテーション)を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

イ その他

参加資格の決定及びプレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細は、提案者に対して、メールにて別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は、「令和6年度静岡県における障害者スポーツセンター機能の整備に向けた基本計画策定業務説明書」による。

(2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、以下とする。

〒420-8601 静岡県葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

(電話番号 054-221-3284)